

各位

埼玉県医師信用組合

埼玉県医師会および埼玉りそな銀行との医業承継支援に向けた包括連携協定の締結について

埼玉県医師信用組合は、医療提供体制や雇用の維持、地域医療の発展による持続可能な地域社会の実現に資することを目的に、埼玉県医師会および埼玉りそな銀行と本日、医業承継支援に向けた包括連携協定を締結しました。

➤ 医業承継支援を通じて、地域医療の発展に貢献します

埼玉県は人口10万人あたりの医師数※が全国最下位であり、昨今、後継者不在による医療機関の廃業も目立つようになってきました。本協定締結を通じ3者が連携することで医業承継問題の解決につなげ、医療体制の維持・発展に貢献します。

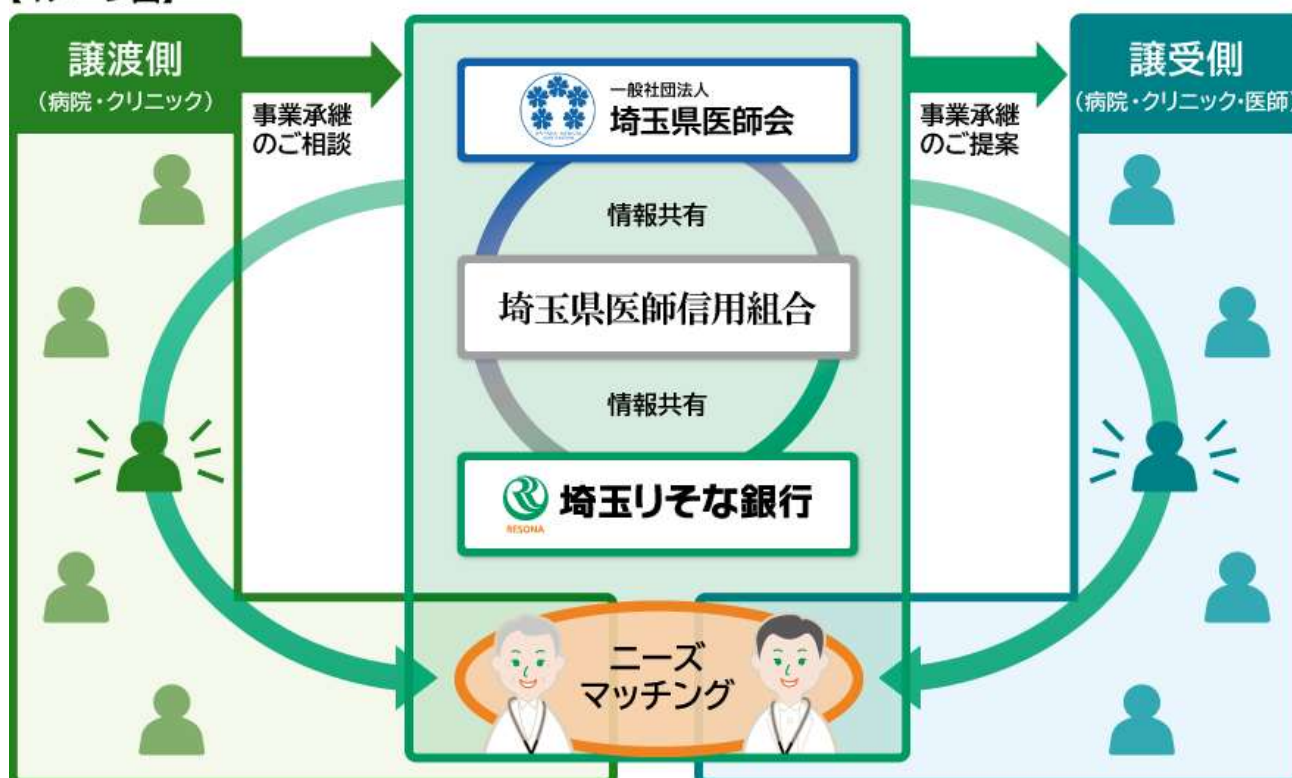
なお、埼玉県内の金融機関が医業承継支援に関する連携協定を締結するのは初めてです。

※ 厚生労働省「都道府県(従業地)別にみた人口10万対医師数」(令和4年12月31日現在)

【連携協定の概要】

締結日	令和7年8月20日(水)
目的	3者が有する組織基盤、資産等を活用し、相互に連携して、医療機関への支援を行い、医療提供体制や雇用の維持、地域医療の発展による持続可能な地域社会の実現に資すること
連携事項	・医業承継ニーズの共有 ・医業承継に関するアドバイザリー業務 ・医業承継に関する研修・セミナーの開催 ・埼玉県総合医局機構の周知・活用推進 ・その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

【イメージ図】



以上